

長崎県視覚障害者情報センター指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和47年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1. 対象となる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

長崎県視覚障害者情報センター（以下「情報センター」と略記）

(2) 所在地

長崎本館 : 長崎市橋口町10番22号

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 3階の一部

佐世保分館 : 佐世保市万徳町10番3号

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター 3階の一部

2. 対象となる施設の概要等

(1) 設置目的・役割

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与する。

(2) 施設の概要

ア 専用延床面積

(長崎本館) 449.75 m²

内訳	書庫	123.50 m ²
	発送室	21.00 m ²
	館長室	15.75 m ²
	事務室	45.00 m ²
	視覚障害者訓練室	42.00 m ²
	ボランティア活動室	35.00 m ²
	閲覧室	64.50 m ²
	録音室	7.00 m ²
	録音室	7.00 m ²
	録音制作室	21.00 m ²
	対話朗読室	9.00 m ²
	相談室	9.00 m ²
	製版・印刷室	35.00 m ²
	情報機器訓練室	15.00 m ²

(佐世保分館) 23.40 m²

内訳 事務室兼閲覧室・録音室 23.40m²

イ 主な備品等の状況

別添資料のとおり

(3) 施設の現況

現在、一般社団法人長崎県視覚障害者協会を指定管理者に指定しています。

ア 利用状況等

来館者数等の推移は次のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者数(人)	4,253	4,982	4,508
貸出数(タイトル数)	58,853	61,727	56,765

注) 貸出数は、点字図書、テープ録音図書、CD録音図書の延貸出数で、郵送による貸出を含みます。

イ 収支状況

令和6年度決算額 24,139,000円 (負担金)

令和7年度予算額 24,139,000円 (負担金)

3. 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

(1) 令和7年度の開館日

情報センターは、原則として、次に掲げる休館日を除き開館するものとします。

①長崎本館 : 毎週火曜日

佐世保分館 : 毎週土曜～火曜

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③12月29日から翌年の1月3日まで

④前各号に掲げる日のほか、館内整理等のため館長が特に必要と認めた日

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができます。

(2) 開館時間

長崎本館 : 午前 9時から午後5時

佐世保分館 : 午前10時から午後4時

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができます。

(3) 平等な利用の確保

情報センターの管理にあたっては、住民の平等な利用について確保してください。

(4) 使用料金

使用料は無料とします。

(5) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護に関する法律第66条の規定に基づき、別途締結する協定書において、「受託者が講ずべき安全確保の措置」として県が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。(退職後もその対象となります。)

違反した場合は、同法律に規定する罰則の適用があります。

(6) その他、関係法令及び条例の遵守事項等

長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例及び同条例施行規則(昭和47年長崎県規則第53号)、その他の関係法令等を遵守しなければなりません。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 事業に関すること

- ①点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料を製作し、又は収集し、視覚障害者等の利用に供する業務
- ②点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務
- ③点訳奉仕員及び音訳奉仕員の指導育成に関する業務
- ④視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に関する業務
- ⑤ロービジョンサポートによる医療、福祉及び教育等との連携に関する業務
- ⑥「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)を推進するために必要な公立図書館その他関係機関との連携
- ⑦その他、情報センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 運営管理に関すること

- ①情報センターの利用の許可等
- ②情報センターの施設及びその附属設備(備品等を含む)の維持管理
- ③情報センターの施設及びその附属設備(備品等を含む)の軽微な修繕

なお、指定管理者が管理する施設の範囲は次のとおりです。

ア 長崎本館 長崎県こども・女性・障害者支援センター 3階の一部
(別添資料参照)

イ 佐世保分館 佐世保こども・女性・障害者支援センター 3階の一部
(別添資料参照)

- ④その他、情報センターの運営管理に関して知事が必要と認める業務

5. リスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、別添リスク分担表のとおりとします。

6. 指定管理者の指定（予定）期間

（１）指定（予定）期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とします。

（２）指定（予定）期間については、議会の議決終了後、正式に指定期間とします。

（３）ただし、地方自治法第244条の２第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7. 対象となる施設の管理運営経費等

県から指定管理者に支払う管理費用（県負担金）については、事業計画書の中で提案された収支計画を基本として、予算の範囲内において協議により定める額とします。（具体的には、協定において定めるものとします。）

ただし、協定締結以降、人件費や物価の高騰等、指定管理者の責任に因らない社会経済情勢の著しい変化に伴い、負担金額を超えることが見込まれる場合には、協議に応じます。

8. 応募資格

指定申請書を提出することができるのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体とします。

（１）長崎県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（３）直近１年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（４）長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

（５）会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法

(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

(6) 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(7) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条及び第41条に規定する職員及びその員数を次のとおり配置できること。

① 施設長 1

(司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者)

② 司書 1以上

③ 点字指導員 1以上

④ 貸出閲覧員又は情報支援員 1以上

⑤ 校正員又は音声訳指導員 1以上

9. 指定管理者の指定申請に関する提出書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(別添様式)に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

(1) 事業計画書(別添様式ア)

① 情報センターの管理運営方針に関する事項

② 情報センターの管理運営の内容に関する事項

③ 収支計画に関する事項

④ その他、施設の設置者が必要と認める事項

(2) 附属書類

① 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類

② 法人にあつては、法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

③ 役員の名簿及び履歴書

④ 申請者(団体)の概要に関する書類(別添様式イ)

⑤ 貸借対照表(前事業年度分)

⑥ 収支決算書(前事業年度分)

⑦ 事業報告書(前事業年度分)

⑧ 県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がない証明(直近1年間のもの)

※⑤～⑦については、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をもって、これらの書類の提出に代えることができます。

※⑧について、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、添付を要しないものとします。

10. 指定申請書の提出方法等

(1) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部 障害福祉課 社会参加支援班

(2) 提出期間

令和7年9月2日(火)から令和7年9月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送してください。電子メール、FAXによる提出は不可とします。
ただし、郵送の場合は、提出期限の令和7年9月24日(水)午後5時必着とします。

(4) 提出部数

正本1部副本3部(副本は複写可)の4部とします。
また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却いたしません。

11. 指定申請書等の提出にあたっての留意事項

(1) 指定申請書等の様式

指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

(2) 指定申請書等の再提出

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

(3) 指定申請書等の使用範囲

提出された指定申請書等は、指定管理者を選定する以外の目的で使用することはありません。

(4) 提出書類の複製

提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

(5) 指定申請の辞退

申請受付後に辞退する場合には、必ず書面にて提出してください。(様式は任意)

(6) 指定申請に関する費用

指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

12. 説明会（現地視察含む）の開催について

（１）開催日時

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午前 1 0 時から

（２）開催場所

長崎市橋口町10番22号

長崎こども・女性・障害者支援センター

3 階 ボランティア活動室

（３）参加申し込み

参加を希望する団体は、令和 7 年 9 月 1 2 日（金）までに、団体名、代表者氏名、参加者氏名及び連絡先電話番号を明記の上、F A X または電子メールで長崎県福祉保健部障害福祉課社会参加支援班へ申し込んでください。

(FAX : 095-823-5082 E-mail : s04100@pref.nagasaki.lg.jp)

13. 指定管理者の指定

指定管理者の選定については、条例第 5 条の規定に基づき、下記の審査基準により総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

（１）事業計画書等の内容が、住民の平等・公平な利用を確保できるものであること。

（２）事業計画書等の内容が、情報センターの効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。

（３）指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った情報センターの管理運営を安定して行うことができるものであること。

（４）収支計画が妥当であり、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

（５）施設の設置目的に照らして、設置者との連携が十分に図れるものであること。

（６）その他、対象施設について長崎県知事が必要と認め定める基準。

（７）審査項目及び配点

別添、「審査表」のとおり。

14. 指定管理者の選定方法等

（１）選定方法

選定にあたっては、公募による応募者の審査を行うために長崎県視覚障害者情報センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業計画書等の提出書類の審査及びヒアリングを実施し、最も優れた申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ヒアリングの日時等については、後日連絡します。

（２）選定委員会の開催

令和 7 年 1 0 月上旬頃を予定しています。日時等については、指定申請者に後日連絡し

ます。なお、選定委員会出席に要する経費は指定申請者の負担とします。

(3) 選定結果

選定結果については、選定委員会終了後、15日以内に、指定申請者すべてに文書で通知します。

15. 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年9月2日(火)から令和7年9月18日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで受け付けます。

(2) 受付方法

郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、下記「問い合わせ先」まで受付期間内に送付してください。

(3) 回答方法

FAX又は電子メールで回答するとともに随時、質問内容と併せて閲覧に供します。
また、長崎県障害福祉課ホームページでも公開します。

【問い合わせ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健部障害福祉課社会参加支援班

TEL : 095-895-2453

FAX : 095-823-5082

E-mail : s04100@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/shogai/index.html>

リスクの種類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望の対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
税制度の変更	施設の管理運営に及ぼす税制変更	○	
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
	上記以外		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的、又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設・設備の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別紙2(審査票)

長崎県視覚障害者情報センター 指定管理候補者 審査基準及び採点結果

	評価観点	配点	満点 ×5
1. 管理基本方針	(小計)	15	75
	・平等な利用の確保に関する認識が高いか。	5	25
	・管理運営の考え方、事業内容がセンターの設置目的に沿っているか。	5	25
	・個人情報の保護に関する認識が高いか	5	25
2. 管理運営業務 (事業計画)	(小計)	55	275
	・利用者のニーズを把握し、ニーズに沿った管理運営の方法が考えられているか。	10	50
	・医療機関や教育機関、視覚障害者関係団体との連携を目指す取り組み	10	50
	・視覚障害者及び家族からの相談に応じる体制の確保が図られているか。	10	50
	・設置者との協働体制の確保が図られているか	5	25
	・利用促進、利用者増への取り組み	10	50
	・事業計画書の内容の実現性	5	25
	・上記以外に優れた提案等があるか	5	25
	(小計)	10	50
3. 収支計画	・事業計画に対して適切な収支計画となっているか。	5	25
	・管理経費の軽減が図られているか	5	25
	(小計)	20	100
4. 管理運営体制	・申請者の実績	5	25
	・相当の知識及び経験を有する適切な人材が配置されているか。	8	40
	・申請者の安定性、信頼性	7	35
	合 計	100	500